

<記載例>

(記載例の解説及び注意事項等は、5ページ以下を御覧ください。)

* この記載例は、土地又は建物を離婚による財産分与により取得した場合のものです。

※受付シールを貼るスペースになりますので、この部分には何も記載しないでください。

登記申請書

登記の目的 所有権移転

原因 令和7年6月30日財産分与(注1)

権利者 ○○郡○○町34番地(住民票コード12345678901)(注2)
甲野花子(注3)

氏名ふりがな	この はなこ
生年月日	平成5年9月2日
メールアドレス	abcdefg123@example.com

義務者 ○○市○○町二丁目12番地
法務太郎(注4)

添付情報

登記識別情報(又は登記済証)(注5) 登記原因証明情報(注6)

代理権限証明情報(注7) 印鑑証明書(注8) 住所証明情報(注9)

登記識別情報(又は登記済証)を提供することができない理由(注10)

不通知 失効 失念 管理支障 取引円滑障害 その他()

登記識別情報の通知を希望しません。(注11)

令和7年7月1日申請 ○○法務局(又は地方法務局)○○支局(又は出張所)

申請人兼義務者代理人 ○○郡○○町34番地
甲野花子印(注12)
連絡先の電話番号 00-0000-0000(注13)

課税価格 金2,000万円(注14)

登録免許税 金400,000円(注15)

不動産の表示(注16)

不動産番号 1234567890123(注17)

所在地 ○○市○○町一丁目

地番 23番

地目 宅地

地積 123・45平方メートル

不動産番号 0987654321012

所在地 ○○市○○町一丁目23番地

家屋番号 23番

種類 居宅

構造 木造かわらぶき2階建

床面積 1階 43・00平方メートル

2階 21・34平方メートル

財産分与協議書の例

収入 印紙	財産分与協議書
----------	---------

今般法務太郎、甲野花子の間において、民法(明治29年法律第89号)第768条の規定に則り、下記のとおり財産分与の協議が成立した。

記

- 1、〇〇市〇〇町一丁目23番宅地123・45平方メートルの土地は、甲野花子の所有とすること。
- 1、〇〇市〇〇町一丁目23番地家屋番号23番木造かわらぶき2階建居宅床面積1階43・00平方メートル2階21・34平方メートルの建物は、甲野花子の所有とすること。

本協議を証するため、この証書2通を作成し、各自その1通を保存するものとする。

令和7年6月30日

〇〇市〇〇町二丁目12番地

法 務 太 郎 印

〇〇郡〇〇町〇〇34番地

甲 野 花 子 印

委任状の例

委 任 状

私は、〇〇郡〇〇町〇〇34番地 甲 野 花 子に、次の権限を委任します。

- 1 下記の登記に関し、登記申請書を作成すること及び当該登記の申請に必要な書面と共に登記申請書を管轄登記所に提出すること
- 2 登記が完了した後に通知される登記識別情報通知書及び登記完了証を受領すること
- 3 登記の申請に不備がある場合に、当該登記の申請を取下げ、又は補正すること
- 4 登記に係る登録免許税の還付金を受領すること
- 5 上記1から4までのほか、下記の登記の申請に関し必要な一切の権限

令和7年7月1日

〇〇市〇〇町二丁目12番地 法 務 太 郎 実印

記

登記の目的 所有権移転

原 因 令和7年6月30日財産分与

権 利 者 〇〇郡〇〇町〇〇34番地 甲野花子

義 務 者 〇〇市〇〇町二丁目12番地 法務太郎

不動産の表示

所 在 〇〇市〇〇町一丁目
地 番 23番
地 目 宅地
地 積 123・45平方メートル

所 在 〇〇市〇〇町一丁目23番地
家屋番号 23番
種 類 居宅
構 造 木造かわらぶき2階建
床面積 1階 43・00平方メートル
2階 21・34平方メートル

- * 委任者の印は、印鑑証明書と同じ印(実印)を押してください。
これは、記載例です。この記載例を参考に、申請の内容に応じて作成してください。

＜解説及び注意事項等＞

(注1) 財産分与に関する協議が成立した日を記載します（協議離婚の届出前に財産分与の協議が成立した場合には、協議離婚の届出の日を記載します。）。

(注2) 住民票コード（住民基本台帳法第7条第13号に規定されているもの）を記載した場合は、添付情報として住所証明情報（住民票の写し）の提出を省略することができます。

(注3) 登記権利者として、財産分与を受けた者の住所及び氏名を記載します。この記載は、住民票の写しの記載と一致している必要があります。

なお、この記載は、登記権利者が登記義務者の申請代理人となった場合についてのものです。登記権利者と登記義務者とが共同して申請人となる場合には、登記権利者の氏名の末尾に認印を、登記義務者の氏名の末尾に印鑑証明書と同じ印（実印）をそれぞれ押してください。

また、財産分与を受けた者の氏名ふりがな、生年月日及びメールアドレスも記載してください（住所が海外の方は記載不要です。）。メールアドレスは、御本人のみが利用しているものを記載してください。

※ 令和8年4月から氏名・住所の変更登記が義務化されることに伴い、同月以降、登記所において、定期的に、氏名、氏名ふりがな、住所、生年月日の情報を用いて住基ネットを検索し、氏名・住所の変更を把握した場合には、登記名義人のメールアドレス宛てに連絡し、御本人の了解を得た上で、職権で変更登記を行います。

（詳細はこちら（https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00678.html））

なお、今回の申出に基づくメールアドレスの登録後、手続完了メールが送信されず（メールアドレスの登録は、登記の後に行われます。）。

外国人の方については、「ジョン・スミス（JOHN SMITH）」のように、括弧書きでローマ字氏名を併記してください。上記の氏名ふりがなの記載は不要です。

また、住所が海外の場合、国内における連絡先となる者の氏名・住所等も記載してください。

（詳細はこちら（https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00589.html））

(注4) 登記義務者の住所及び氏名を記載します。この記載は、登記記録（登記事項証明書）に記録されている内容と一致している必要があります。一致していない場合には、事前に登記記録上の住所又は氏名を現在のものに変更する登記が必要となります。

なお、この記載は、登記義務者が登記の申請を登記権利者に委任した場合についてのものです。登記義務者自身が申請する場合には、その氏名の末尾に印鑑証明書と同じ印（実印）を押してください。

(注5) 登記義務者の登記識別情報（登記識別情報を記載した書面を封筒に入れ、封をして提出します。この封筒には、登記義務者の氏名及び登記の目的を記載し、登記識別情報を記載した書面が在中する旨を明記する必要があります。）又は登記済証（権利証）の原本を提出します。なお、登記済証を提出した場合には、登記完了後返却されます。

- (注6) 登記原因証明情報とは、登記の原因となった事実又は行為及びこれに基づき現に権利変動が生じたことを証する情報をいいます。財産分与の場合は、協議の内容（日付、当事者、対象物件などが分かるもの）を記載した財産分与協議書等がこれに当たります。
- なお、協議離婚の届出前に財産分与の協議が成立した場合には、協議離婚の届出の日が原因日となりますので、離婚の記載のある戸籍全部（個人事項証明書（戸籍謄抄本））が必要となります。
- また、協議書がない場合は、協議の内容及びそれにより権利変動が生じたことが分かる内容を記載した書面を作成してください。書面の作成の例については、財産分与協議書の例及び登記原因証明情報の例を御覧ください。
- (注7) 登記の申請に関する委任状（代理人の権限を証する情報）です。様式・記載例は、委任状の例のとおりです。
- (注8) 登記義務者の印鑑証明書（市区町村長が発行したもの）です。3か月以内に作成されたものを添付します。
- (注9) 登記権利者の住民票の写しです。住民票コードを記載した場合（注2）は、提出する必要はありません。
- なお、住民票の写しは、マイナンバー（個人番号）が記載されていないものを提出してください。
- (注10) 登記義務者が登記識別情報又は登記済証を提供することができない場合は、その理由の□にチェックをします。
- なお、登記識別情報又は登記済証を提供することができない場合は、様式の添付情報欄には、「登記識別情報（又は登記済証）」を書かないでください。
- (注11) 登記権利者が登記識別情報の通知を希望しない場合には、□にチェックをします。
- 登記権利者が複数人いる場合は、登記権利者ごとに希望しない旨を申し出ることができます。
- (注12) 登記義務者から登記の申請の委任を受けた登記権利者の住所、氏名又は名称を記載します。この記載は、権利者の住所及び氏名（注3）の記載と一致している必要があります。氏名の末尾に認印を押してください。
- (注13) 申請書の記載内容等に補正すべき点がある場合に、登記所の担当者から連絡するための連絡先の電話番号（平日の日中に連絡を受けることができるもの。携帯電話の電話番号でも差し支えありません。）を記載してください。
- (注14) 課税標準となる不動産の価額を記載します。課税価格、登録免許税の計算方法は、「登録免許税の計算（<https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/content/001325692.pdf>）」を参照してください。

(注 15) 登録免許税額を記載します。

なお、登録免許税を現金納付する場合はその領収書を貼り付けた用紙を、収入印紙で納付する場合には収入印紙(割印や消印をしないでください。)を貼り付けた用紙を、申請書と一括してつづり、申請人又はその代理人がつづり目に必ず契印をしてください(申請人が2人以上いる場合は、そのうちの1人が契印することで差し支えありません。)

(注 16) 登記の申請をする不動産を、登記記録(登記事項証明書)に記録されているとおりに正確に記載してください。

(注 17) 不動産番号を記載した場合は、土地の所在、地番、地目及び地積(建物の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積)の記載を省略することができます。

※ 申請書が複数枚にわたる場合は、申請人又は代理人は、各用紙のつづり目に必ず契印をしてください(申請人が2人以上いる場合は、そのうちの1人が契印することで差し支えありません。)